

# 標準旅行業約款 (別紙 特別補償規程)

観光庁・消費者庁告示第1号 (令和2年4月1日から適用)

## 第1章 補償金等の支払い

### (当社の支払責任)

**第1条** 当社は、当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事由(以下「事故」といいます)によって、身体に企画旅行に定める最初の運送(以下第4条までの規定により、旅行者又はその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金及び通院見舞金(以下「補償金等」といいます))を支払います。

2 前項の傷害には、身体外部から有害ガス又は有毒物質を偶然かつ一時発生し、吸収又は摂取したとき急激かつ偶然な外来の事由(原状を回復し又は採取した時発生した中毒症状を含みます。)を含みます。ただし、細菌性食物中毒は含まれません。

### (利用の目的)

**第2条** 2 この規程において「企画旅行」とは、標準旅行業約款募集型企画旅行契約の第2条第1項及び受託型企画旅行契約の第2条第1項に定めるものをいいます。

3 この規程において「企画旅行参加者」とは、旅行者が企画旅行に参加する目的をもって当社があらかじめ手配した乗車券等によって提供される当該企画旅行に定める最初の運送(以下「運送」といいます)の提供を受けたことを開始した時から最後の運送(以下「帰路の運送」といいます)の提供を受けたことを完了した時までをいいます。ただし、旅行者があらかじめ定められた企画旅行の行程から離脱する場においては、離脱及び復帰の予定日時をあらかじめ当社に届け出たときは、離脱の時から復帰の予定時までの間を「企画旅行参加中」とし、また、旅行者が離脱及び復帰の予定日時をあらかじめ当社に届出たことを離脱したとき又は復帰の予定日時を離脱したときは、その離脱の時から復帰の予定時までの間を「企画旅行参加中」といいます。また、企画旅行参加者が、この規程に定める企画旅行行程から離脱した後は「企画旅行参加中」とはなりません。また、企画旅行参加者が、旅行者が当社の手配に係る運送(以下「帰路の運送」といいます)の提供を受けない企画旅行(旅行の帰路にのみ当社が手配する)に参加している場合には、その参加及び帰路日に発生した事故により旅行者が被った損害に対するこの規程による補償金及び補償金の支払いが行われない旨を契約書面に明示したときは、当該日は「企画旅行参加中」とはなりません。

3 前項の「サービスの提供を受けることを開始した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。

- (1) 旅客、当社の使用人又は代理人が受付を行う場合は、その受付完了時
- (2) 前号の受付が行われない場合において、最後の運送(以下「帰路の運送」といいます)の航空機であるときは、乗客のみが乗る飛行機機内における手荷物の検査等の終了時

- ロ 船舶であるときは、乗船手続の完了時
  - ハ 鉄道であるときは、改札の終了時又は改札のないときは当該列車乗車時
  - ニ 車両であるときは、乗車時
  - ホ 宿泊施設であるときは、当該施設への入場時
  - ヘ 宿泊施設以外の施設であるときは、当該施設の利用手続終了時とします。
- 4 第2項の「サービスの提供を受けることを完了した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。
- (1) 旅客、当社の使用人又は代理人が解散を告げる場合は、その行方不明
  - (2) 前号の解散の告知が行われない場合において、最後の運送(以下「帰路の運送」といいます)の航空機であるときは、乗客のみが入場できる飛行機機内からの退場時
  - ロ 船舶であるときは、下船時
  - ハ 鉄道であるときは、改札の終了時又は改札のないときは当該列車降車時
  - ニ 車両であるときは、降車時
  - ホ 宿泊施設であるときは、当該施設からの退場時
  - ヘ 宿泊施設以外の施設であるときは、当該施設からの退場時とします。

## 第2章 補償金等を支払わない場合

### (補償金等を支払わない場合一その1)

**第3条** 当社、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては補償金等を支払いません。

- (1) 旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- (2) 死亡補償金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が当該旅行者の一部の受取人である場合には、その者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
- (3) 旅行者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- (4) 旅行者が故意に定められた運賃を超過し、又は法に添って正常な運賃が支払えないと認められる船舶又は航空機に搭乗し、又は当該船舶又は航空機に搭乗したことが、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- (5) 旅行者が故意に法に違反する行為を行い、又は法に違反するサービスの提供を受けたという間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- (6) 旅行者の病態、疾病又は心臓発作。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- (7) 旅行者の転倒、出血、転倒、転倒又は外科的手術その他の医療処置。ただし、当社の補償すべき傷害を被る場合には、これは外傷です。
- (8) 旅行者の刑の執行又は拘留若しくは監禁に生じた事故
- (9) 戦争、外国の武力行使、革命、政変、内乱、武装反乱その他これらに類似の事実又は暴動(この規程においては、群衆又は多数者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態をともなう状態をいいます)。
- (10) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)若しくは核燃料物質又は放射性物質(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらによる事故
- (11) 前2号の事由に隣接して生じた事故又はこれに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

### (補償金等を支払わない場合一その2)

**第4条** 当社、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、支払に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、補償金を支払いません。

- (1) 地震、噴火又は津波
- (2) 前号の事由に隣接して生じた事故又はこれに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

### (補償金等を支払わない場合一その3)

**第5条** 当社、次の各号に掲げる傷害に対しては、各号の行為が当社があらかじめ定めた企画旅行の旅行日程に定める範囲内である限り、補償金を支払いません。ただし、各号の行為が当該旅行日程に定められていない場合においては、旅行者以外の企画旅行参加中に、同種の行為によって生じた傷害に対しては、補償金等を支払います。

- (1) 旅行者が別表第1に定める運動を行っている間に生じた傷害
- (2) 旅行者が自動車、原動機付自転車又はモーターボートによる競速、競走、興行(いずれも興行を含む。)又は試乗(性能試験を目的とする運転又は操縦をいいます。)をしている間に生じた傷害。ただし、自動車又は原動機付自転車又はモーターボートに搭乗している間に生じた傷害については、企画旅行の旅行日程に含まれていない場合でも補償金等を支払います。
- (3) 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機(定期便である不定期便であることを問いません。)以外の航空機を旅行者が操縦している間に生じた傷害

### (補償金等を支払わない場合一その4)

**第5条** 2 当該旅行者は死亡補償金を受け取るべき者が次の各号に掲げるいずれか1に該当する事由がある場合には、補償金等を支払うべきことがあります。ただし、その者が死亡補償金の一部を受取る場合は、その者が受け取るべき金額については、この限りではありません。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
- (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供する等の関与をしていると認められること
- (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- (4) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

## 第3章 補償金等の種類及び支払額

### (死亡補償金の支払い)

**第6条** 当社、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内に死亡した場合は、旅行者1名につき、海外旅行を目的とする企画旅行においては、2,500万円、国内旅行を目的とする企画旅行においては、1,500万円(以下「補償金額」といいます)を死亡補償金として旅行者の法定相続人に支払います。ただし、当該旅行者について、既に支払った後遺障害補償金がある場合は、補償金額から既に支払った金額を控除した金額を支払います。

### (後遺障害補償金の支払い)

**第7条** 当社、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内に後遺障害(身体に残された将来に及ぼす回復できない機能の重大な障害又は身体の一部の喪失、かつ、その原因となった傷害が完了した後のものをいいます。以下同様とします。)が生じた場合は、旅行者1名につき、別表第2の各号に掲げる割合を乗じた額を後遺障害補償金として旅行者に支払います。

2 前項の規定にかかわらず、旅行者が事故の日から180日を超えてなお治療を要する状態にあるときは、当社は、事故の日から181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認めて、後遺障害補償金を支払います。

3 別表第2の各号に掲げた「後遺障害」に対しては、旅行者の職業、年齢、社会的地位等に照らして、身体障害の程度に応じ、かつ、別表第2の各号の区分に照らして治療に専念することをいいます。以下このことをいいます。以下このことをいいます。以下このことをいいます。以下このことをいいます。

4 同一事由により2種以上の後遺障害が生じた場合は、当社は、その各々に別表第3項を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表第2の7及び8に規定する上肢(腕及び手)又は下肢(脚及び足)の後遺障害に対しては、一般적으로後遺障害補償金は、補償金額の約半額をもって限度とします。

5 前各項に基づいて当社が支払うべき後遺障害補償金の額は、旅行者1名に対して1企画旅行につき、補償金額をもって限度とします。

### (入院見舞金の支払い)

**第8条** 当社、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活ができなくなり、又は医師による治療が必要な場合において、入院日数7日以上180日未満の傷害を被ったときは、入院日数7日以上の入院見舞金を旅行者に支払います。以下このことをいいます。以下このことをいいます。以下このことをいいます。以下このことをいいます。

(1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合

- イ 入院日数180日以上の傷害を被ったとき 20万円
- ロ 入院日数90日以上180日未満の傷害を被ったとき 10万円
- ハ 入院日数7日以上90日未満の傷害を被ったとき 5万円

2 旅行者が入院しなかった場合においても、別表第2の各号の区分に該当し、かつ、医師の診断を行ったときは、その範囲にある期間については、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。

3 当社は、旅行者1名について入院見舞金と死亡補償金又は入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

### (入院見舞金の支払い)

**第9条** 当社、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活ができなくなり、又は医師による治療が必要な場合において、入院日数7日以上180日未満の傷害を被ったときは、入院日数7日以上の入院見舞金を旅行者に支払います。以下このことをいいます。以下このことをいいます。以下このことをいいます。以下このことをいいます。

(1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合

- イ 入院日数180日以上の傷害を被ったとき 20万円
- ロ 入院日数90日以上180日未満の傷害を被ったとき 10万円
- ハ 入院日数7日以上90日未満の傷害を被ったとき 5万円

2 旅行者が入院しなかった場合においても、別表第2の各号の区分に該当し、かつ、医師の診断を行ったときは、その範囲にある期間については、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。

3 当社は、旅行者1名について入院見舞金と死亡補償金又は入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

### (入院見舞金の支払い)

**第10条** 当社、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活ができなくなり、又は医師による治療が必要な場合において、入院日数7日以上180日未満の傷害を被ったときは、入院日数7日以上の入院見舞金を旅行者に支払います。以下このことをいいます。以下このことをいいます。以下このことをいいます。以下このことをいいます。

(1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合

- イ 入院日数180日以上の傷害を被ったとき 20万円
- ロ 入院日数90日以上180日未満の傷害を被ったとき 10万円
- ハ 入院日数7日以上90日未満の傷害を被ったとき 5万円

2 旅行者が入院しなかった場合においても、別表第2の各号の区分に該当し、かつ、医師の診断を行ったときは、その範囲にある期間については、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。

3 当社は、旅行者1名について入院見舞金と死亡補償金又は入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

### (入院見舞金の支払い)

**第11条** 当社、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活ができなくなり、又は医師による治療が必要な場合において、入院日数7日以上180日未満の傷害を被ったときは、入院日数7日以上の入院見舞金を旅行者に支払います。以下このことをいいます。以下このことをいいます。以下このことをいいます。以下このことをいいます。

(1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合

- イ 入院日数180日以上の傷害を被ったとき 20万円
- ロ 入院日数90日以上180日未満の傷害を被ったとき 10万円
- ハ 入院日数7日以上90日未満の傷害を被ったとき 5万円

2 旅行者が入院しなかった場合においても、別表第2の各号の区分に該当し、かつ、医師の診断を行ったときは、その範囲にある期間については、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。

3 当社は、旅行者1名について入院見舞金と死亡補償金又は入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

### (入院見舞金の支払い)

**第12条** 当社、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活ができなくなり、又は医師による治療が必要な場合において、入院日数7日以上180日未満の傷害を被ったときは、入院日数7日以上の入院見舞金を旅行者に支払います。以下このことをいいます。以下このことをいいます。以下このことをいいます。以下このことをいいます。

(1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合

- イ 入院日数180日以上の傷害を被ったとき 20万円
- ロ 入院日数90日以上180日未満の傷害を被ったとき 10万円
- ハ 入院日数7日以上90日未満の傷害を被ったとき 5万円

2 旅行者が入院しなかった場合においても、別表第2の各号の区分に該当し、かつ、医師の診断を行ったときは、その範囲にある期間については、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。

3 当社は、旅行者1名について入院見舞金と死亡補償金又は入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

イ 入院日数180日以上の傷害を被ったとき 20万円

ロ 入院日数90日以上180日未満の傷害を被ったとき 10万円

ハ 入院日数7日以上90日未満の傷害を被ったとき 5万円

2 旅行者が入院しなかった場合においても、別表第2の各号の区分に該当し、かつ、医師の診断を行ったときは、その範囲にある期間については、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。

3 当社は、旅行者1名について入院見舞金と死亡補償金又は入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

### (入院見舞金の支払い)

**第13条** 当社、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障が生じ、かつ、通院(医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所に通い、医師の治療を受けること(住診を含みます。))をいいます。以下この条において同様とします。しした場合においては、その日数(以下「通院日数」といいます)が3日以上となったときは、当該日数に対して、次の日数に従って通院見舞金を旅行者に支払います。

(1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合

- イ 通院日数90日以上の傷害を被ったとき 10万円
- ロ 通院日数7日以上90日未満の傷害を被ったとき 5万円
- ハ 通院日数3日以上7日未満の傷害を被ったとき 2万円

(2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合

- イ 通院日数90日以上の傷害を被ったとき 5万円
- ロ 通院日数7日以上90日未満の傷害を被ったとき 2万円5千円
- ハ 通院日数3日以上7日未満の傷害を被ったとき 1万円

2 旅行者が入院しなかった場合においても、背折った傷害を被った部位を固定するために医師の指示によりギプス等を装着した結果、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障が生じたとき又は当該期間とは、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、通院日数とみなします。

3 当社は、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障がない程度に傷害が治ったとき以降の期間に対しては、通院見舞金を支払いません。

4 当社は、いかなる場合においても、事故の日から180日を経過した後の期間に対しては、通院見舞金を支払いません。

### (入院見舞金の支払い)

**第14条** 旅行者1名について通院見舞金と死亡補償金又は通院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

### (入院見舞金の支払い)

**第15条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第16条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第17条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第18条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

### (入院見舞金の支払い)

**第19条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第20条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第21条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第22条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第23条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

### (入院見舞金の支払い)

**第24条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第25条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第26条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第27条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第28条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

### (入院見舞金の支払い)

**第29条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第30条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第31条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第32条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第33条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

### (入院見舞金の支払い)

**第34条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第35条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第36条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第37条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第38条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

### (入院見舞金の支払い)

**第39条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第40条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第41条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第42条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第43条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

### (入院見舞金の支払い)

**第44条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第45条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第46条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第47条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第48条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

### (入院見舞金の支払い)

**第49条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第50条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第51条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第52条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第53条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

### (入院見舞金の支払い)

**第54条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第55条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第56条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第57条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第58条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

### (入院見舞金の支払い)

**第59条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第60条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第61条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第62条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第63条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

### (入院見舞金の支払い)

**第64条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第65条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第66条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第67条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第68条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

### (入院見舞金の支払い)

**第69条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第70条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第71条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第72条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第73条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

### (入院見舞金の支払い)

**第74条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第75条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第76条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第77条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第78条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

### (入院見舞金の支払い)

**第79条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第80条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第81条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第82条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第83条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

### (入院見舞金の支払い)

**第84条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第85条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第86条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第87条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第88条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

### (入院見舞金の支払い)

**第89条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第90条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第91条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第92条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第93条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

### (入院見舞金の支払い)

**第94条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第95条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第96条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第97条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第98条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

### (入院見舞金の支払い)

**第99条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第100条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第101条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第102条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

**第103条** 当社、旅行者1名について入院日数及び死亡補償金と入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。